

## 第34回日南市農業委員会総会議事録

1 開催日時・・・令和3年3月30日(火)

9時25分から11時40分

2 場 所・・・まなびピア

3 出席委員・・・農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 13名

4 欠席委員・・・0名

5 議事

議案第1号 農地法第3条の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の許可申請について

議案第3号 農地法第5条の許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 非農地判断について

6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第34回日南市農業委員会総会を開会致します。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番木佐貫睦子委員、12番井上友和委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせて頂きます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

	議長	お詫び致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	局長	<p>提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願ひします。</p> <p>総会資料4ページ、議案第3号農地法第5条の許可申請につきまして、受付番号13番につきましては、権利の種類の「使用貸借権」を「所有権」、当事者別の「貸人」「借入」を、「渡人」「受人」に修正していただくようお願ひ致します。</p> <p>それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました7件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、全て所有権移転で、受付番号1番、3番、4番、5番、6番、7番は経営規模拡大のため、受付番号2番は耕作に便利のためとなっております。</p> <p>次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事あて申請がありました3件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号1番は材木置場用地のため、受付番号2番は車庫兼倉庫用地のため、受付番号3番は植林のためとなっております。</p> <p>次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事あて申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、全て所有権移転で、受付番号1番、4番から7番、9番、11番から13番は植林のため、受付番号2番は素材流通用地のため、受付番号3番は木材置場用地のため、受付番号8番は宅地分譲用地の受付</p>

	局 長	<p>番号 10 番は建売住宅用地のため、受付番号 14 番は太陽光発電施設用地のためとなっております。</p> <p>次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、11 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 3 件で、賃借権設定が 2 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。更新の利用権設定が 5 件で、全て賃借権設定となっております。</p> <p>中間管理権設定は 3 件となっております。</p> <p>次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 4 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案致します。受付番号 1 番、2 番は、自然災害による災害等で農地として復旧が著しく困難なため、受付番号 3 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、受付番号 4 番は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。</p> <p>次に、議案第 6 号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、18 件について審議していただきますよう提案致します。整理番号 1 番から 18 番はすべて、「非農地判断の基準について」の 4 番に示してある条件に該当する農地であります。</p> <p>以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願致します。</p>
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局より説明させます。

	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飫肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
地 区 別 審 査 (各会場にて)		
10：14	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について7件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稻 山	はい、1番稻山です。受付番号1番について説明します。3月25日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。譲渡人は県外在住の為、電話で連絡しました。申請地は、国道220号線を飫肥から酒谷方面に進んだ所にある電気機械製造工場を、約50m行った国道沿いの一画です。両隣は水田で、譲受人はハウス栽培、水稻栽培をされている専業農家ですので、特に問題無いと判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、4番平賀です。受付番号2番について説明します。3月24日、譲受人と、北郷地区担当の谷元委員と一緒に現地調査致しました。申請地は北郷町壱之瀬地区で、県道猪八重線沿いにある北郷小中学校から猪八重方面に約100m進み、橋の手前から右側に約100m入った所にある水田5筆で、所有権の移転です。譲渡人は高齢で管理ができないことから譲受人に譲渡するとの事です。譲渡人には3月24日電話で確認しました。譲受人は、道の駅で野菜を販売するなど、酒谷の坂元地区で農業経営を行い、酒造会社の役員をされております。その酒造会社に近い事から、会社で使う焼酎用の原料芋を栽培するとの事です。特に問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。

	議長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	田端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号3番について説明します。3月26日に譲受人、譲渡人に確認致しました。場所は、吾田にある書店の向かい側の角の田んぼです。譲受人と譲渡人は兄弟で、譲渡人は千葉県在住の為、譲受人に相談されたようです。譲受人は近隣にも田んぼを作つておられ、問題無いと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。
	議長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号4番について説明します。3月23日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。坂本委員からも情報提供していただきました。譲受人は農業と林業を経営しておられます。申請地は、国道222号線の楠原山之口橋の左側で、ふるさと農道の大窪串間線と隈谷塚田方面が交わる所に位置します。申請地の隣は譲受人の田であり、譲渡人が農業を続けられなくなった事から今回の申請となつたとの事です。特に問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。
	議長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
	田中	はい、5番田中です。まず、受付番号5番について説明します。26日に譲受人、譲渡人に電話での確認し現地確認致しました。申請地は、瀬上上地区の大牟礼集落の中央の南側にある水田4筆です。譲渡人が体調を崩されて、今後農業経営はできないとの事で今回の申請となつたようです。譲受人は水稻と林業をされており、申請地には野菜と水稻をされるとの事で、特に問題無いと思います。 次に、受付番号6番について説明します。25日に譲受人、26日に譲渡人に電話で確認し、現地確認致しました。申請地は、南郷町地域振興センターの手前に広がる水田の一画です。譲渡人は、譲受人の長男であるご主人が亡くなられて相続しましたが、徳島県在住で管理ができない為、今回の申請となつたようです。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。

	議長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	池田	はい、13番池田です。受付番号7番について説明します。25、26日に譲受人と譲渡人に確認し、現地確認しております。場所は、国道448号線賛波中バス停を山の方へ上がった所にある、道沿いに連続する畑の中の12筆です。譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が離農されて譲受人が残りの農地を引継ぐという事で、何も問題無いと思います。以上です。
	議長 全委員	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。 異議なし。
	議長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
10:24	議長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稻山	はい、1番稻山です。受付番号1番について説明します。3月25日に申請人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、飫肥楠原の川辺ヶ野橋より、広域農道を塚田方面へ約200m行った農道に挟まれた一画です。今年の3月に農振農用地からの除外の手続きが完了しております。申請者は材木業を営んでおり、農地として活用できない為、材木置場としての転用申請となつたようです。問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	福井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号2番について説明します。3月23日に電話確認、24日に現地確認致しました。申請人は、昭和47年頃に本申請地を所得し、水田として利用していましたが、農機具が大型化されるのに伴い、道路沿いの本申請地に昭和50年頃農機具用の倉庫を建築して利用しております。

	福 井	た。さらに、両親が建築業を営んでおり、資材置き場が不足していた為、建築業の倉庫を兼ねて利用しておりました。同地区農業委員より指摘されて転用許可を得ずに倉庫を建てていた事が判明しました。場所は、下方地区の農産物販売所の向かい側です。申請地の周りは外壁をコンクリートで囲い、敷地内の雨水は土砂等に触れずに側溝に流しています。水利組合の意見書も付けてあります。始末書も添付されておりますので、ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 3 番について説明します。24 日に申請人と現地確認致しました。申請地は、北郷の県道と広域農道がぶつかる所の手前から、都城方面に行く道の奥に集落にあります。畑は現在も作っておられますぐ、周りが山林化されて杉が大きくなり日当たりも悪く、鳥獣の被害があり、植林したいとの事です。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10 : 31	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 14 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番について説明します。28 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。場所は、吉野方の永吉公民館より北へ約 500m 行った所です。譲受人は素材業者で、周辺の山林を購入しており、その一部の本申請地が無断転用であることが発覚したため、始末書を添えての申請となつたようです。周辺は山林化されており、農地等への影響はありません。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。

	議長	続きまして、受付番号 2 番、3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	金丸	<p>はい、8 番金丸です。まず、受付番号 2 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、酒谷 2 区国道 222 号線沿いにある木材会社跡地の一部です。譲受人は林業経営をしており、譲渡人の依頼で今回の申請となつたようです。申請地は加工場もありますが、今後は素材流通常用地として利用していくとの事でした。始末書も添付されております。3000 m<sup>2</sup>を超える案件ですので、後日県の立会いで現地調査する予定です。</p> <p>続きまして、受付番号 3 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地確認しました。申請地は、酒谷 3 区国道 222 号線沿いにある譲受人の事務所の隣接地です。周辺も既に材木置場用地として利用しており、増設したいとの事でした。問題無いと思います。</p> <p>続きまして、受付番号 4 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地確認しました。申請地は、酒谷 3 区国道 222 号線沿いにある建設会社から、北西へ約 2.5 km 先にある山林の一部です。譲受人は林業経営をしており、譲渡人の依頼で今回の申請となつたようです。今後も山林として管理していくとの事でした。始末書も添付されております。以上 3 件ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
	議長	続きまして、受付番号 5 番、6 番、7 番について、担当委員より報告願います。
	向高	<p>はい、飫肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。まず、受付番号 5 番について説明します。申請地は、国道 222 号線沿いにあるキャンプ場入口の反対側に市道中山線があり、そこから約 2 km 入った所に点在しております。譲渡人には 24 日に連絡を取り、25 日に譲受人と現地確認致しました。譲渡人によると、以前は畑でしたが農地転用の知識が無く、父が杉を植林し、その後相続しました。譲受人に譲渡する際に地目が畑である事が判明し、本申請となつたとの事です。今後このような事が無いよう注意しますとの事でした。周囲は山林化され、始末書も付けられていますので問題無いと思います。</p> <p>続きまして、受付番号 6 番について説明します。この案件は常設案件ですので、後日県の立会いの下、現地確認します。申請地は酒谷の道の駅から国道沿いに 400m 上った左側です。24 日に譲受人と譲渡</p>

	向 高	<p>人には連絡を取りました。譲渡人によると、以前は畑でしたが、父が植林し農地転用の知識が無く、父が杉を植林しその後相続しました。譲受人に譲渡する際、地目が畑である事が判明し、本申請となったとの事です。譲受人とは 25 日に現地確認し、適切な森林管理をするとの事でした。周囲は山林化され何も問題無いと思います。</p> <p>続きまして、受付番号 7 番について説明します。申請地は後谷と窪下です。窪下は金丸委員の担当地区ですので、金丸委員と調査しました。譲受人、譲渡人には 25 日に連絡を取り、26 日に譲受人と現地確認しました。申請地は、西ノ園から旧国道に入り、西ノ園大橋を渡り、1.2 km 行くと茶畠があります。そこから約 400m 上った谷沿いと、国道 222 号線沿いにある日南市役所酒谷支所の手前から左側に 400m 行った道路沿いです。譲渡人によると、亡き父と亡き夫が植林をした為、時期は分からぬとの事です。周辺が山林化されて日当たりが悪く作物が育たなくなり、鳥獣害も増えて仕方なく植林したそうです。財産整理をしている中で無断転用が判明したとの事です。譲渡人が高齢で管理ができない為、今後は譲受人が山林として管理していくとの事でした。周辺に影響を与える農地はありませんので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。</p>
	三 賢	<p>はい、飫肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。まず、受付番号 8 番について説明します。3 月 25 日に現地確認致しました。申請地は、飫肥の今町交差点から振徳高校に向かう途中にある点滅信号を過ぎて左側の 2 番目と 3 番目の田んぼです。周囲は住宅地です。付近の田んぼは排水が悪く、1 筆の面積も小さいので農業をしにくい所です。譲渡人は宮崎市在住で管理ができない為手放すとの事です。譲受人は真ん中に道路を作り、住宅を 4 軒建設するとの事です。</p> <p>続いて、受付番号 9 番について説明します。3 月 25 日に現地確認致しました。申請地は、振徳高校の東の山の下から約 1500m 上った所で、尾根を越えれば内之田です。以前の総会で譲受人が取得した土地の隣です。周囲は全て杉が植えられており、急傾斜で農業ができる所ではありませんので、許可は妥当と判断しました。譲受人は素材業</p>

	三 賢	者で、杉を伐採後出荷して森林組合に委託して杉を植林して管理するとの事です。問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 10 番について説明します。この案件は、第 34 回総会で保留となって取り下げられた案件です。場所は、東郷小学校の校門の西側です。譲渡人は大阪在住ですが、去る 3 月 15 日に譲受人の代理人と、譲渡人、東郷土地改良区と現地で協議しました。周辺の立木は伐採して処分し、周りの環境には十分配慮して農作物に被害が無いように万全を期すとの事でした。土地改良区の意見書と、譲渡人の始末書が添付されていますので、許可妥当と思います。ご審議よろしくお願ひ致します。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、14 番日高です。受付番号 11 番について説明します。22 日に、譲渡人には電話で確認し、譲受人と現地確認致しました。申請地は、上毛吉田地区研修センター横の県道を吾田方面に約 500m 行き、右手の山道を約 200m 上った所です。付近一帯は山林で、伐採期に入っている杉が立ち並んでいました。譲受人は林業経営者で、申請地周辺の杉を購入しており、譲渡人に相談したところ、土地も買って欲しいと言われ購入を決めたのですが、農地であることが判明し、本申請となったとの事でした。伐採後は杉を植林して適正に管理するとの事でした。周辺に農地はなく、始末書も添付されておりますので許可妥当と思います。ご審議よろしくお願ひ致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。まず、受付番号 12 番について説明します。3 月 25 日に譲受人に電話で確認をし、譲渡人と現地確認しました。申請地は、大窪の寺村公民館から串間方面へ県道を約 500m 行き、左に見える山岳地帯の林道を約 300 m 行った山林化している所です。譲渡人によると、平成 10 年頃に植

	井上(英)	<p>林されたようです。現在高齢となり、10年程管理していない為、隣接地を所有している譲受人に相談したとの事です。譲受人は今後は育成管理をきちんと行っていくそうです。始末書も添付されておりますので、何も問題ないと思います。</p> <p>続いて、受付番号13番について説明します。3月24日に譲渡人に電話で確認をし、譲受人と現地確認しました。申請地は、大窪小学校から県道を串間方面に約400m行き、右側に見える譲受人の家周辺の竹林です。譲渡人は高齢となり、南郷在住で管理ができない為、譲受人に譲るとの事です。譲受人は令和2年7月に日南市の空き家バンクに登録されていた申請地の隣接地である建物を買い受けられました。取得後は竹を伐採してクヌギを植林し、成長したら椎茸原木として利用するそうです。申請地周辺は譲受人の宅地及び山林である為、植林による被害は無いと思います。問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
	議長	続きまして、受付番号14番について、担当委員より報告願います。
	田中	<p>はい、5番田中です。受付番号14番について説明します。24日に譲受人、25日に譲渡人に電話で確認し、現地確認致しました。申請地は、潟上神社から市木に抜ける市道を約1km行くと口ヶ野地区があり、その隣の伊崎野地区に抜ける市道を約500m上った右側にあります。太陽光発電施設の建築を計画されており、3月19日に農振除外の許可がでております。以前から申請地の確認はしてきておりますが、20年以上放置してある農地で藪化しております。周辺農地への影響も無いと思われます。この案件は常設案件ですので、後日県の確認調査がある予定です。今後農地への影響や、雨水の処理方法などを詳しく聞いてみたいと思います。許可妥当だと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。</p>
	議長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	山元(陸)	はい、議長。
	議長	どうぞ。

10:59	山元(陸)	はい、18番山元です。受付番号8番についてですが、農地が開発されると用水路が排水路を兼ねるという事が多々あるんですが、このような場合、残った水路の管理は耕作者がされるんですか。住宅の関係者がされるんですか。その辺りをはっきりさせておかないと後々問題が出てくると思うのですが。
	三 賢	はい、飫肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。近隣の農業者に聞いたところ、何度言っても聞いてくれないとの事でした。
	議 長	今の件につきましては、田んぼを耕作していると、田んぼの横の畦等については耕作者が自分で管理しなければならず、全部農家任せとなっています。なかなかその辺り難しいですが、水利組合等と協議して管理していただくよう指導していただきたいと思います。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
		次に、議案第4号農用地利用集積計画について11件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、16番谷元です。まず、受付番号1番について説明します。借人は生産牛、水稻、露地野菜を経営する認定農業者です。貸人は離農しておられます。場所は、県道猪八重線の寺山と猪八重集落の中間付近から東にある猪八重川の近隣にある農地です。飼料作物の作付けをするという事で、特に問題無いと思います。
		続いて、受付番号2番について説明します。借人は生産牛、水稻を経営する認定農業者です。貸人は離農しておられます。場所は、県道猪八重線にある足湯の近隣の水田です。賃借期間が1年となっておりますが、今後後継者に経営移譲を考えておられるとの事でした。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号3番について説明します。26日に現地調査致しました。場所は、南郷駅

	加 藤	から南郷北方線を約 2 km進んだ所にある、脇本地区にある水田の一画です。借人は水稻、スイートピーを経営しておられます。貸人は、先日ご主人がお亡くなりになり、一人ではなかなかやっていけないという事でした。問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。受付番号 4 番について説明します。28 日に借人と現地確認し、29 日に貸人に電話確認致しました。場所は、日南高岡線、松永バス停前の高速道路の西側です。貸人は平成 27 年から耕作できなくなり、知人を通じて借人を紹介されたようです。借人はハウス、水稻、煙草等を栽培する大規模農家です。更新ですので問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 5 番について説明します。25 日に借人、貸人に連絡を取り確認致しました。申請地は、JA の機械センターから北郷方面に行くと、東郷土地改良区の記念碑がありますが、そこから北に約 10m 行った所です。借人は水田を大規模に耕作しておられる扱い手ですので、何ら問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 6 番、7 番、8 番について、借人が同じですので同時に説明します。26 日に借人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、脇本地区内の田んぼの一画です。借人は、水稻、スイートピーの栽培をされており、貸人は全て離農されております。問題無いと思います。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から利用権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。

	議長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
11:06	議長 倉元	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは受付番号9番、10番、11番について、担当委員より報告願います。  はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号9番、10番、11番について説明します。3月27日に貸人に連絡して現地確認致しました。国道220号線を榎原から串間方面に向かう途中にある食堂から、東に100m行った所に受付番号9番の申請地があり、そこから南に500m行った所に受付番号10番の申請地、南に上って900mの所に受付番号11番の申請地があります。中間管理機構との契約ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議長 全委員	只今、担当委員から中間管理権設定についての報告がありました が、質疑はありませんか。  異議なし。
	議長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は、原案どおり計画に同意することに決定しました。
11:07	議長 稻山	次に、議案第5号、非農地証明願について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。  はい、1番稻山です。受付番号1番、2番について同時に説明します。3月25日に司法書士立会いの下、現地調査致しました。申請者には司法書士を通じて連絡を取っております。申請地は飫肥楠原で、永吉橋手前を約200m行った道路沿いの一画です。地目は田になっていますが、現況は雑種地となっております。平成2年の豪雨災害によ

	稲 山	り堤防が決壊、大量の土砂や石が流入し、整地はしてありますが、10年以上耕作放棄地で今後も農地としての活用はできない状態です。申請地は3筆あり、受付番号1番の願出人と受付番号2番の願出人は親子です。申請地西側は水田、東側は住宅地となっています。農地に及ぼす影響は無く、何も問題無いと判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	はい、12番井上です。受付番号3番について説明します。3月26日に願出人と現地確認致しました。申請地は、上隈谷にあるコミュニティバスのバス停から北へ約1km山中に入った所です。40年以上前までは願出人の両親がさつまいも等を作付けされておりましたが、周囲は山林で日当たりが悪く鳥獣被害もあり、作付けをやめて現在の状態になったとの事です。非農地証明該当事項4に該当すると判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号4番について説明します。場所は、県道を吾田から南郷方面に向かうと日後谷交差点の右側に住宅が2軒ありますが、そのわずかな間です。手前は竹藪になっており、奥の方は荒れておりました。非農地と証明しても何も問題無いと思います。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第5号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
11:12	議 長	次に、議案第6号、非農地判断について、18件の審議をお願いします。それでは、整理番号1番から18番について、担当委員より報告願います。

	田 端	<p>はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。整理番号1番から18番について説明します。3月8日に現地確認致しました。整理番号1番から11番の申請地は、通称猪崎鼻の左手の谷です。車で下りて行く道があり、そこと展望台の間の谷間です。私が知る限り昔は畑がたくさんありましたが、現在は竹藪となっております。なかなか入れる状態ではありません。</p> <p>受付番号12番から18番の申請地は、大堂津の港側です。急斜面であったり海辺であったりで、ここもほとんど畑としての跡はありません。非農地判断は妥当だと思います。</p>
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第6号、非農地判断について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
11:27	議 長	<p>議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。</p> <p>《報告事項》</p>
11:32		終 了

第3 4回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

八木 久2  
スラウ

署名委員

水佐賀 瞳子  
ササガミコ

井上 友子  
イシメガタ